

当組合及び子会社等の概況

事業の概況

当組合グループは、当組合および連結子会社1社で構成されています。

連結子会社は、「県信ビジネスサービス株式会社」で当組合に係る用務の引受けを主要業務としておりますが、それらの事業の全体に占める割合は僅少であります。

連結経常収益は9,240,989千円、連結経常利益1,616,075千円、当期純利益1,020,924千円であり、今後も堅実経営を堅持しながら事業内容の見直しにより更なる効率化を図ってまいります。

●当組合及び子会社等の主要事業内容・組織構成

当組合グループにおいて営まれている主要な事業の内容と当組合並びに子会社・子法人等・関連法人等の位置付けは次のとおりであります。

- ◎ 当組合は、本店のほか37支店において預金業務・貸出業務・内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- ◎ 県信ビジネスサービス株式会社は、当組合に係る用務の引受けを主要業務として行っております。

子会社等の状況

（令和8年3月末現在）

名 称	県信ビジネスサービス株式会社		
所 在 地	大分市中島西3丁目1番2号		
設 立 年 月 日	昭和62年12月25日		
決 算 月	3月		
事 業 区 分	信用協同組合の行う事業に従属する業務		
（ 根 拠 条 文 ）	（協金法施行規則第4条第4項）		
役 職 員 数	22名		
資 本 金	10,000千円		
当組合グループ が所有する株式 等の出資割合	うち当組合分	100%	
	うち当組合グループ会社の持分	0%	
支 配 関 係	子会社		

当 組 合

（100%出資会社）

県信ビジネス
サービス株式会社

（子会社）

財産の状況（連結）

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 1社（県信ビジネスサービス株式会社）
 (2) 非連結子会社数 0社
 当組合の子会社及び子法人等は、県信ビジネスサービス株式会社の1社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

当組合には、非連結子会社・非連結子法人等及び関連法人等はございませんので、該当事項はありません。

3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社（1社）の決算日は3月末日であります。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは発生しておりませんので、該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結セグメント（事業別経常収益等）情報

連結会社は、金融業務のほかに一部で、計算事務受託業務、事業用不動産管理業務などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結の業務指標

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	6,282,773	6,817,751	7,283,189	7,319,322	9,240,989
経 常 利 益	731,686	1,848,765	1,556,741	1,303,516	1,616,075
当 期 純 利 益	683,771	1,814,256	1,178,991	1,100,520	1,020,924
純 資 産 額	21,038,657	21,203,172	22,022,927	22,116,738	20,568,946
総 資 産 額	542,279,022	537,263,931	538,919,276	536,841,310	536,696,256
連 結 自 己 資 本 比 率	9.02%	9.21%	9.05%	9.44%	9.50%

（注）残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

[illegible]

科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
預 金 積 金	512,045	512,206
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	3	9
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,769	2,995
代 理 業 務 勘 定	9	—
賞 与 引 当 金	78	88
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退職給付に係る負債	1	4
役員退職慰労引当金	297	328
そ の 他 の 引 当 金	21	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	497	497
債 務 保 証	904	739
負 債 の 部 合 計	515,629	516,866
(純資産の部)		
出 資 金	15,341	14,598
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	10,458	11,328
自己優先出資金(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	25,799	25,927
その他有価証券評価差額金	△4,732	△6,407
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	1,049	1,049
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—
評価・換算差額等合計	△3,683	△5,358
新 株 予 約 権	—	—
非 支 配 株 主 持 分	—	—
純 資 産 の 部 合 計	22,116	20,568
負債及び純資産の部合計	537,745	537,435

(令和7年度連結貸借対照表の注記事項)

- (注1) 記載金額は、十円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注2) 有価証券の評価額は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年末までの市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (注3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第119号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
(旧住賛信用金庫については、平成11年3月31日)
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 2,482百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 4,035百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価第16条に規定する地価税の課税価格(計算の基礎となる土地の価額)に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
- 同法第10条に規定する再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,587百万円
- (注4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 20年～50年 その他 3年～15年

- (注5) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基き償却しております。
- (注6) 外債建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (注7) 貸倒引当金は、予め定めた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等全金融機関の資産の自己査定及び貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び重要先償却に相当する償額については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来発生すべき必要修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償額については、償額額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償額については、償額額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、当組合の貸倒債権を資本の劣後ローンに転換し、当該ローン(債務者区分の判断において債務者の資本と見なす場合)においては、予想損失率に基づき引当てております。
- すべての償額は、資産の自己査定基準に基づき、営業店において第1次の査定を実施し、融資店において第2次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した監査部が検証を行っており、その検証結果により上記の引き当てを行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、償額額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる残額を控除した残額を引当可能見込額として償額額から直接減額しており、その金額は2,402百万円(累計額)であります。
- (注8) 貸付当金は、職員への賃金の支払いに備えられた、職員に対する賃金との支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (注9) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の選給給付額より退職給付年金資産の見込額を引いた差額を計上しております。

込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
- 2.395%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額的主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金30百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

- (注)10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (注)11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。
- (注)12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (注)13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (注)14. 理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
- (注)15. 理事及び監事に対する金銭債務総額 252百万円
- (注)16. 子会社の株式の総額 10百万円
- (注)17. 子会社に対する金銭債務総額 30百万円
- (注)18. 有形固定資産の減価償却累計額 6,807百万円
- (注)19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,124百万円
危険債権額	3,947百万円
三月以上延滞債権額	147百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	5,219百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (注)20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、174百万円であります。
- (注)21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 6,020百万円

上記のほか、預け金32,079百万円を公金取扱い29百万円、為替決済保証金32,000百万円、及び仮差押保証金50百万円のために担保として提供しております。また、別途全信組連保障基金として1,399百万円を差し入れております。

- (注)22. 出資1口当たりの純資産額142円18銭
- (注)23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、外国証券の一部は、利子の受け取りにおいて為替の変動リスクに晒されているものがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部並びに与信管理部、営業統括部により行われ、また、定期的経営陣による融資審査委員会や常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM小委員会及びALM委員会又は経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部及び経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための対応等について、ALM委員会等で協議を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会等の方針に基づき、理事会の監督下で、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部及び経営管理部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは「有価証券」にあたっては分散分分散法(保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間240営業日)、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」、「有価証券」の内債にあってはモンテカルロシミュレーション法(保有期間120日、信頼区間片側99%、観測期間250営業日)により算出しております。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、日々のVaRと損益を比較するバックテストを定期的に行っています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	86,751	84,051	△2,700
(2) 有価証券	99,543	98,410	△1,132
満期保有目的の債券	24,405	23,272	△1,132
その他有価証券	75,137	75,137	－
(3) 貸出金(※1)	337,033		
貸倒引当金(※2)	1,361		
	335,672	300,299	△35,373
金融資産計	521,966	482,760	△39,205
(1) 預金積金(※1)	512,206	509,572	△2,634
(2) 借入金	9	9	－
金融負債計	512,209	509,581	△2,634

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算出し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(注)25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の店頭表示利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、無利息で借入しており、同様の借入をしても利率が変わらないため、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	－
非上場株式(※1)	404
組合出資金(※2)	13
合 計	417

(※1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注)25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	300百万円	300百万円	0百万円
社債	—	—	—
その他	497	498	1
小計	797	799	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	5,723百万円	5,117百万円	△605百万円
社債	12,084	11,647	△436
その他	5,800	5,708	△91
小計	23,607	22,473	△1,133
合計	24,405	23,272	△1,132

(3) 子会社株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	374百万円	221百万円	152百万円
債券	405	401	4
国債	—	—	—
地方債	105	101	4
社債	300	300	0
その他	5,067	4,537	530
小計	5,846	5,160	686

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	193百万円	212百万円	△18百万円
債券	66,996	75,144	△8,147
国債	2,721	2,984	△262
地方債	29,857	35,664	△5,807
社債	34,417	36,495	△2,077
その他	2,100	2,291	△190
小計	69,290	77,647	△8,356
合計	75,137	82,807	△7,669

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
- ② 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、過去の一定期間の下落率を勘案します。

(注)26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	5,213百万円	623百万円	181百万円

(注)27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,355百万円	39,688百万円	28,736百万円	11,335百万円
国債	—	—	2,721	—
地方債	877	8,103	20,213	6,792
社債	4,478	31,584	5,801	4,543
その他	500	5,797	—	—
合計	5,855	45,486	28,736	11,335

(注)28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,685百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(注)29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
個別貸倒引当金損金算入限度超過額	611百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	102
固定資産減損損失損金算入限度超過額	85
減価償却損金算入限度超過額	51
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	91
有価証券減損損失損金算入限度超過額	24
費与引当金損金算入限度超過額	24
その他有価証券評価差額金	2,147
その他	17
繰延税金資産小計	3,156
評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	1,624
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,624百万円

(注)30.

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 1,367百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)7.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。これに加えて当事業年度の実績により信用リスクが高まったと推測される業種のうち、条件変更を行った正常先、要注意先(その他)、要注意先(要管理先)について、実績率を補正して追加的な引当金155百万円を計上しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注)31.

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該店舗の使用見込期間を20年と見積り、割引率は当該期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しています。

(3) 当該資産除去債務の総合の増減

期首残高	59百万円
当期認識額	19百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
期末残高	80百万円

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	7,319,322	9,240,989
資 金 運 用 収 益	6,773,641	8,079,846
貸 出 金 利 息	5,571,382	6,542,131
預 け 金 利 息	322,402	521,952
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	810,934	980,435
その他の受入利息	68,921	35,327
役 務 取 引 等 収 益	427,108	433,144
そ の 他 業 務 収 益	40,692	31,381
そ の 他 経 常 収 益	77,879	696,616
貸倒引当金戻入益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	49,413	61,751
持分法による投資利益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	28,465	634,864
経 常 費 用	6,015,805	7,624,913
資 金 調 達 費 用	422,544	1,396,958
預 金 利 息	421,489	1,390,978
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
給付補填備金繰入額	811	5,980
借 用 金 利 息	243	—
売渡手形利息及びコールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	615,799	674,469
そ の 他 業 務 費 用	702,322	184,536
経 常 経 常 費	3,818,014	3,898,635
そ の 他 経 常 費 用	457,124	1,470,312
貸 出 金 償 却	—	—
貸倒引当金繰入額	237,211	1,251,031
その他の経常費用	219,912	219,281
持分法による投資損失	—	—
経 常 利 益	1,303,516	1,616,075
特 別 利 益	751	23,193
固 定 資 産 処 分 益	250	21,626
そ の 他 の 特 別 利 益	501	1,566
特 別 損 失	884	6,518
固 定 資 産 処 分 損	14	3,476
減 損 損 失	869	2

科 目	令和6年度	令和7年度
そ の 他 の 特 別 損 失	—	3,040
税金等調整前当期純利益	1,303,384	1,632,750
法人税、住民税及び事業税	202,836	612,224
法 人 税 等 調 整 額	26	△398
当 期 純 利 益	1,100,520	1,020,924
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100,520	1,020,924

(令和7年度連結損益計算書の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 子会社との取引による収益総額 1百万円
子会社との取引による費用総額 79百万円
- (注)3. 出資1口当たりの当期純利益 6円67銭

連結剰余金計算書

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	9,469,756	10,458,216
利 益 剰 余 金 増 加 高	1,100,520	1,020,924
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100,520	1,020,924
そ の 他	—	—
利 益 剰 余 金 減 少 高	112,060	150,414
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配 当 金	112,060	150,414
自己優先出資消却額	—	—
そ の 他	—	—
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	10,458,216	11,328,726

連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

50ページ参照

自己資本の充実の状況等～定量的な開示事項(連結)～

連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	25,667	25,732
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,359	14,598
うち、利益剰余金の額	10,458	11,328
うち、外部流出予定額(△)	150	195
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 後 非 支 配 株 主 持 分 の 額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	622	853
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	622	853
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第8項又は第9項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (1)	26,289	26,585
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	42	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適 格 引 当 金 不 足 額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する金額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退 職 給 付 に 係 る 資 産 の 額	6	20
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 五 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	49	72
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	26,240	26,513
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額	267,301	267,908
資産(オン・バランス)項目	266,616	266,988
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
オフ・バランス取引等項目	684	920
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘 定 間 の 振 替 分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,479	11,113
資 本 フ ロ ア 調 整 額	—	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)	277,780	279,022
連 結 自 己 資 本 比 率		
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (ニ))	9.44%	9.50%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額	267,301	10,692	267,908	10,716
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	262,752	10,510	261,933	10,477
(i) ソブリン向け	3,097	123	2,844	113
(ii) 金融機関向け	22,218	888	19,994	799
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	682	27	682	27
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	71,178	2,847	76,675	3,067
特定貸付債権向け	983	39	1,136	45
(v) 中堅中小企業等・個人向け	83,364	3,334	73,823	2,952
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	51,344	2,053	59,507	2,380
自己居住用不動産等向け	4,672	186	9,254	370
賃貸用不動産向け	5,647	225	13,185	527
事業用不動産関連向け	36,606	1,464	33,430	1,337
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	4,417	176	3,636	145
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	84	1,755	70
(viii) 延滞等向け	6,786	271	6,512	260
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	0	26	1
(x) 株式等	808	32	1,097	43
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,782	471	10,029	401
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
(xiv) その他	8,937	357	8,555	342
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,548	181	5,975	239
ルック・スルー方式	4,548	181	5,975	239
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	10,479	419	11,113	444
BI	6,986	279	7,409	296
BIC	838	33	889	35
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	277,780	11,111	279,022	11,160

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xii)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		令和6年度					
現金		3,532	—	3,532	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		6,973	—	6,973	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け		94,819	—	94,819	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け		1,509	—	1,409	—	140	10%
我が国の政府関係機関向け		3,994	—	2,502	—	250	10%
地方三公社向け		3,034	—	2,033	—	406	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		104,881	—	104,881	—	22,210	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		2,309	—	2,309	—	682	30%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		101,868	4,722	99,866	419	71,178	71%
特定貸付債権向け		983	—	983	—	983	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け		110,670	64,818	108,179	410	83,364	77%
トランザクター向け		—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け		59,369	—	59,296	—	51,344	87%
自己居住用不動産等向け		11,704	—	11,704	—	4,672	40%
賃貸用不動産向け		8,035	—	8,034	—	5,647	70%
事業用不動産関連向け		35,168	—	35,139	—	36,606	104%
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	0%
A D C 向け		4,460	—	4,417	—	4,417	100%
劣後債権及びその他資本性証券等		2,106	—	2,106	—	2,106	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		4,814	88	4,778	—	6,786	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		17	—	17	—	17	100%
取立未済手形		40	—	40	—	8	20%
信用保証協会等による保証付		22,982	14	22,978	14	2,299	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	0%
株式等		808	—	808	—	808	100%
合計		521,421	69,644	514,223	844	240,921	46%

(単位:百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		令和7年度					
現金		4,008	—	4,008	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,985	—	2,985	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け		95,605	—	95,605	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け		1,507	—	1,507	—	140	9%
我が国の政府関係機関向け		3,705	—	3,705	—	221	6%
地方三公社向け		2,601	—	2,601	—	360	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		93,244	—	93,244	—	19,983	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		2,308	—	2,308	—	682	30%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		107,068	5,832	106,428	312	76,675	72%
特定貸付債権向け		1,136	—	1,136	—	1,136	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け		110,386	65,063	109,272	400	73,823	67%
トランザクター向け		—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け		74,831	—	74,815	—	59,507	80%
自己居住用不動産等向け		20,664	—	20,664	—	9,254	45%
賃貸用不動産向け		18,259	—	18,259	—	13,185	72%
事業用不動産関連向け		32,270	—	32,255	—	33,430	104%
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	0%
A D C 向け		3,636	—	3,636	—	3,636	100%
劣後債権及びその他資本性証券等		1,404	—	1,404	—	1,755	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		4,819	92	4,819	0	6,512	135%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		27	—	27	—	26	98%
取立未済手形		54	—	54	—	10	20%
信用保証協会等による保証付		21,218	9	21,213	9	2,122	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	0%
株式等		843	—	843	—	1,097	130%
合計		524,313	70,998	522,539	723	242,237	46%

(注)1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																			合計
		0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他	
		令和6年度																			
現金	3,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,532	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,973	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,819	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	1,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,409	
我が国の政府関係機関向け	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,502	
地方三公社向け	—	—	2,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,033	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	92,536	—	12,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104,881	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,309	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,507	—	—	—	—	—	24,612	—	—	200	60,968	—	4,996	—	—	—	—	100,285	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	—	—	—	—	983	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	20	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	100,823	—	—	7,744	—	—	—	108,589	
トラザクタ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	1,516	1,032	2,345	31	296	488	6,672	984	2,420	6,370	—	5,390	4,417	27,328	—	—	—	59,296	
自己居住用不動産等向け	—	—	1,516	1,032	2,186	—	296	—	6,672	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,704	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	159	31	—	488	—	984	—	6,370	—	—	—	—	—	—	—	8,034	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,420	—	—	5,390	—	27,328	—	—	—	35,139	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,417	—	—	—	—	4,417	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,106	—	—	2,106	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	—	—	—	—	—	259	—	—	—	—	—	224	—	4,287	—	—	4,778	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	17	
取立未済手形	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	
信用保証協会等による保証付	—	22,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,993	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	818	—	818	
合計	105,325	26,932	105,635	1,032	14,690	31	296	488	31,545	984	2,420	107,394	60,968	5,390	17,401	27,328	6,394	818	—	515,078	

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																			合計
		0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他	
		令和7年度																			
現金	4,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,008	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,985	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	95,605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,605	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	99	1,407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,507	
我が国の政府関係機関向け	1,493	2,212	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,705	
地方三公社向け	800	—	1,801	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,601	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	79,899	—	13,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,244	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,308	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,708	—	—	—	—	—	25,441	—	—	505	63,008	—	8,075	—	—	—	—	106,740	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,136	—	—	—	—	1,136	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13	380	—	—	—	—	—	39,075	—	—	63,981	—	—	6,222	—	—	—	—	109,673	
トラザクタ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	385	248	526	55	162	647	19,478	1,574	2,129	15,844	—	5,992	3,636	24,133	—	—	—	74,815	
自己居住用不動産等向け	—	—	385	248	417	—	162	—	19,450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,664	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	108	55	—	647	28	1,574	—	15,844	—	—	—	—	—	—	—	18,259	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129	—	—	5,992	—	24,133	—	—	—	32,255	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,636	—	—	—	—	3,636	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,404	—	—	1,404	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	6	—	—	—	—	—	—	546	—	—	—	—	—	323	—	3,943	—	—	4,820	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	27	
取立未済手形	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
信用保証協会等による保証付	—	21,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,223	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	843	—	843	
合 計	104,992	24,863	92,230	248	13,871	55	162	647	84,544	1,574	2,129	80,331	63,008	5,992	18,285	24,133	5,347	843	—	523,282	

(6)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
					貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		その他 (投資信託等)			
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内		537,440	543,949	318,494	339,014	100,463	93,494	118,482	111,440	5,334	6,202	
国 外		6,418	6,319	—	—	6,418	6,319	—	—	—	—	
地 域 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440	5,334	6,202	
製 造 業		19,953	19,494	8,897	8,300	11,015	11,050	41	142	47	58	
農 業 、 林 業		2,928	3,092	2,928	3,092	—	—	—	—	14	36	
漁 業		825	784	825	784	—	—	—	—	255	208	
鉱業、採石業、砂利採取業		1,375	1,473	774	876	600	597	—	—	—	—	
建 設 業		23,754	25,512	23,053	24,711	700	800	—	—	222	178	
電気、ガス、熱供給、水道業		6,645	6,145	1,246	1,446	5,398	4,699	—	—	—	—	
情 報 通 信 業		3,023	2,539	1,146	173	1,804	2,287	73	78	—	—	
運 輸 業 、 郵 便 業		7,923	9,189	5,070	5,637	2,803	3,486	49	64	8	2	
卸 売 業 、 小 売 業		20,162	20,187	17,926	18,204	2,204	1,982	31	—	96	180	
金 融 、 保 険 業		119,311	114,705	1,471	1,404	17,530	16,267	100,309	97,033	—	—	
不 動 産 業		48,854	52,159	44,247	46,419	4,607	5,739	—	—	811	786	
物 品 賃 貸 業		2,344	1,625	942	942	1,401	683	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業		3,066	3,395	3,066	3,395	—	—	—	—	4	161	
宿 泊 業		17,214	18,150	17,214	18,150	—	—	—	—	1,895	2,159	
飲 食 業		5,998	6,125	5,998	6,125	—	—	—	—	453	555	
生活関連サービス業、娯楽業		10,935	10,073	10,935	10,073	—	—	—	—	216	220	
教 育 、 学 習 支 援 業		2,212	872	2,212	872	—	—	—	—	—	—	
医 療 、 福 祉		14,134	17,958	14,134	17,958	—	—	—	—	470	789	
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,756	10,790	14,729	10,754	—	—	27	35	294	113	
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体		109,588	105,990	50,772	53,768	58,816	52,218	—	3	—	—	
個 人		86,263	98,753	86,263	98,753	—	—	—	—	542	751	
そ の 他		22,587	21,252	4,637	7,169	—	—	17,950	14,082	—	—	
業 種 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440	5,334	6,202	
1 年 以 下		42,450	45,236	38,477	39,339	3,936	5,881	36	15			
1 年 超 3 年 以 下		32,309	38,507	15,304	17,025	16,995	21,470	10	11			
3 年 超 5 年 以 下		43,706	51,005	17,769	25,741	25,936	25,264	—	—			
5 年 超 7 年 以 下		42,151	30,238	30,458	20,781	11,692	9,456	—	—			
7 年 超 10 年 以 下		81,806	78,043	50,353	55,403	31,453	22,640	—	—			
10 年 超		182,418	194,856	165,551	180,158	16,867	14,698	—	—			
期間の定めのないもの		97,677	104,967	33	42	—	401	97,643	104,523			
そ の 他		21,339	7,413	547	522	—	—	20,792	6,890			
残 存 期 間 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440			

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等の資産や金融機関、学校法人、権利能力なき社団・財団等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 当組合は、信用リスクエクスポージャーにおけるデリバティブ取引は該当ありません。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

30ページ参照

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の 加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度				
40%未満	256,228	236,256	14	4,711	100%	—	253,647	236,261
40%～70%	35,745	89,060	74	8,959	—	—	35,736	89,059
75%	109,483	81,074	64,385	51,094	1%	1%	107,394	80,331
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	61,713	62,787	2,924	4,440	14%	7%	60,968	63,008
90%～100%	23,665	24,804	2,231	1,769	3%	4%	22,791	24,277
105%～130%	27,350	24,140	—	—	—	—	27,328	24,133
150%	6,425	5,347	14	23	—	3%	6,394	5,347
250%	808	843	—	—	—	—	808	843
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	521,421	524,313	69,644	70,998	1%	1%	515,068	523,262

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(7)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
30ページ参照

(8)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(9)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

(10)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	851	851	567	567
非上場株式等	1,524	1,524	1,524	1,524
合計	2,375	2,375	2,092	2,092

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

36ページ参照

ハ. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

36ページ参照

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

36ページ参照

ホ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

36ページ参照

(11)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	944	2,143	△779	△703
2	下方パラレルシフト	—	—	847	305
3	スティープ化	727	1,518		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	944	2,143	847	305
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,513		26,240	

(注)1. 当局の開示定義に従い、△ EVE のプラス表示は経済的価値減少、△ NII のプラス表示は期間収益減少を示しております。

(注)2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

多くの皆さまにご高覧いただき、当組合に対するご理解を一層深めていただければと考えています！



第8回けんしんロールプレイング全店大会



Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。